

秦野市都市マスタープラン改定支援委託業務 仕様書（案）

第1章 総則

（適用）

第1条 本仕様書は、秦野市（以下、「甲」という。）が実施する「秦野市都市マスタープラン改定支援委託業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 本仕様書に記載されていない一般的事項は、神奈川県が発行する最新の設計業務共通仕様書の適用を受けるものとする。なお、適用に当たっては、神奈川県を秦野市に読み替えるものとする。

（目的）

第2条 本業務は、秦野市都市マスタープランが令和2年(2020年)に目標年次を迎えることから、近年の社会経済情勢の変化や今後の見通しを踏まえ、新たなまちづくりの方針を示すものとして都市マスタープランを改定するにあたり、その業務を円滑かつ効率的に遂行することを目的とする。

（履行期間）

第3条 履行期間は、次のとおり予定している。

【令和元年(2019年)度】令和元年7月（中旬）から令和2年3月（下旬）まで

【令和2年(2020年)度】令和2年4月（月上旬）から令和3年3月（下旬）まで

（関係法令等）

第4条 受注者（以下「乙」という。）は、本業務の実施にあたり、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）及びこの仕様書によるほか、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。なお、本業務の履行期間中に関係法令等の改訂が行われた場合は、甲と協議のうえ可能な限り対応するものとする。

2 甲及び乙は、本業務の実施にあたり、財産、労働、安全、交通、土地利用規則、環境保全、個人情報保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

（管理（主任）技術者）

第5条 管理（主任）技術者は、乙と直接的な雇用関係にある次のいずれかの資格保有者とする。

(1) 技術士 総合技術監理部門（建設部門関連科目）又は建設部門（都市計画及び地方計画）

(2) R C C M 都市計画及び地方計画部門

2 管理（主任）技術者は、平成21年度以降実施の公表の日までに完了した、地方

公共団体の都市マスタープラン策定業務を元請で履行した実績を有する者とする。

(貸与資料と使用制限)

第6条 本業務の実施にあたり、甲が所有する各種既存計画、基礎調査資料、過年度業務報告書及び庁内討議資料等（以下「資料等」という。）については、甲が乙に貸与又は支給するものとする。

2 甲が貸与又は支給する資料等の他、本業務の遂行に必要な資料等は、乙の責任と負担において収集するものとする。

3 乙は、貸与された資料等の受け渡し時に、甲に借用書を提出するものとする。

(工程管理)

第7条 乙は、業務計画書に基づき適切な工程管理を行い、本業務の進捗状況を適宜、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙に業務の進捗状況について、説明、報告を求めることができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、甲に内容、状況を報告し、甲の指示に従うものとする。

(検査等)

第9条 乙は、本業務完了後、遅滞なく完成届、成果品及び関係書類を甲に提出し、完成検査を受けるものとする。甲から仕様書の定めに適合しないものとして修正指示があった場合は、速やかに修正しなければならない。

(瑕疵)

第10条 乙は、本業務完了後に成果品の不良・不備が発見された場合は、乙の責任により速やかに訂正、補修しなければならない。また、これに必要な費用については全て乙の負担とする。

(疑義)

第11条 本仕様書及び設計書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 本業務の内容は、次のとおりとする。なお、受注候補者の決定後、プロポーザルの内容を踏まえて委託仕様を決定するものとする。

【令和元年(2019年)度】

(1) 基礎的データの整理

前回の都市マスタープラン改定時からの変化や近年のまちづくりに係る動向を把握するため、次の基礎的データを収集し、整理する。

ア 人口（年齢別、区域別、人口動態等）

イ 産業（大分類別就業者数、農業、工業、商業、観光業等）

ウ 土地利用（土地利用現況、市街地整備、開発許可、農地転用、新築件数等）

エ 都市施設（道路、公共交通（鉄道、バス）、公園、河川、上下水道等）

オ 生活利便施設（商業、医療、福祉、コミュニティ等）

カ 景観、歴史、観光（景観・歴史・観光資源の立地状況、観光入込客数等）

キ 防災（浸水区域、土砂災害、緊急輸送道路、避難場所等）

ク 自然環境（緑地、山林等）

(2) 上位・関連計画の整理

都市マスタープランに係る上位・関連計画（策定中の新総合計画及び立地適正化計画を含む）との整合性を整理するとともに、その他関連する計画について、都市マスタープランに反映すべき事項を抽出し、整理する。

(3) 市民意識調査の結果分析

新総合計画の策定にあたり実施した市民意識調査結果を活用し、市民ニーズの分析を行う。

(4) 現計画の評価及び課題の整理

前号までの結果に基づき、現都市マスタープランの評価を行う。評価にあたっては、できる限り定量的に評価するものとし、解決済みの課題、継続中の課題、新たな課題などを抽出し、整理する。

(5) 改定方針の作成

以上を踏まえ、改定の目的、基本姿勢、計画期間、策定体制、基本的な改定の視点等を取りまとめた改定方針を作成する。

(6) 将来都市像の検討

新総合計画の検討状況を踏まえ、本市の特性を活かしつつ将来の発展を誘導するための指針となる将来都市像として、都市像、都市づくりの目標、将来都市構

造（拠点、軸、ゾーン等）を検討し、整理する。

(7) 分野別都市づくり方針の検討

将来都市像の実現に向けて、土地利用、交通体系、自然環境・公園、安全・安心、景観形成などの分野別都市づくりの方針を検討し、整理する。

(8) 会議等運営支援

次の会議等の運営支援として、検討段階に応じた会議資料の作成及び結果の整理を行う。

ア 庁内委員会（3回程度）

イ 都市計画審議会（1回程度）

ウ 地域まちづくり計画策定会議（8地区×2回程度）

【令和2年(2020年)度】

(1) 地区別まちづくり方針の検討

身近な地区レベルでの課題に対応するため、8地区ごとに現況の課題を整理するとともに、将来目標として地域の将来像及びまちづくりの方針を検討し、整理する。

(2) 実現化方策の検討

都市マスタープランに掲げる将来都市像を実現するため、必要な方策や各施策の進め方（プログラム）、役割分担等を検討し、整理する。

(3) 計画書とりまとめ

前号までの検討結果を改定素案としてとりまとめるとともに、市民意見や各種会議の意見を反映した都市マスタープラン改定案及び概要版を作成する。

(4) 会議等運営支援

次の会議等の運営支援として、検討段階に応じた会議等資料の作成及び結果の整理を行う。

ア 庁内委員会（3回程度）

イ 都市計画審議会（1回程度）

ウ 地区別説明会（8地区×1回程度）

エ パブリックコメント（1回程度）

第3章 成果品

(成果品)

第1条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

【令和元年(2019年)度】

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 報告書 (A4判印刷製本) | 5部 |
| (2) 電子データ (CD-R等) | 2部 |
| (3) その他、甲が必要と認めたもの | 1式 |

【令和2年(2020年)度】

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 報告書 (A4判印刷製本) | 5部 |
| (2) 秦野市都市マスタープラン本編 | 5部 |
| (3) 秦野市都市マスタープラン概要版 | 5部 |
| (4) 電子データ (CD-R等) | 2部 |
| (5) その他、甲が必要と認めたもの | 1式 |

2 成果品作成にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 報告書等は、両面印刷に努めるとともに、環境に配慮した製品を使用すること。
- (2) 電子データは、汎用性が高く、共有化、修正できるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成し、オリジナルファイル及びPDF版を納品すること。

(納入場所)

第2条 成果品の納入場所は、秦野市都市部まちづくり計画課とする。

(成果品の帰属)

第3条 本業務の成果品の権利は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく複製、使用及び第三者へ公表・貸与してはならない。ただし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 本業務で作成及び納入される成果品に係る著作権のうち、既に第三者に帰属するもの。
- (2) 本業務で作成及び納入される成果品に係る著作権のうち、本業務受注前の時点で乙に帰属していたもの。